

地域自治区及び地域協議会について

1. 地域自治区について

○地域自治区とは

本市における地域自治区は、旧合併特例法の規定に基づき設置された地域自治組織であり、合併前の旧浪岡町の区域に設置されました。

地域自治区を設置する目的は、地域住民の意見を行政に反映させ、行政と住民の連携を強化することです。

地域自治区には、行政サービスを提供する浪岡事務所が置かれ、また、住民と行政をつなぐ地域協議会が設置されています。

○地域自治区の設置期間

令和 3 年 3 月 31 日まで

※平成 17 年 4 月の旧浪岡町と旧青森市の合併に当たり、当時の両市町の協議により合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとされていたが、平成 25 年度に実施した浪岡地区住民アンケートや自治区地域協議会、町内会連合会からの要望等も踏まえ、市として 6 年間延長する方針を定め、平成 26 年第 2 回市議会定例会において自治区を延長するための関連条例が可決され設置期間が延長となっている。

○地域自治区の役割

自治区には、浪岡事務所と地域住民の代表で組織する地域協議会を設置し、地域の特色を活かした地域づくりを進めています。

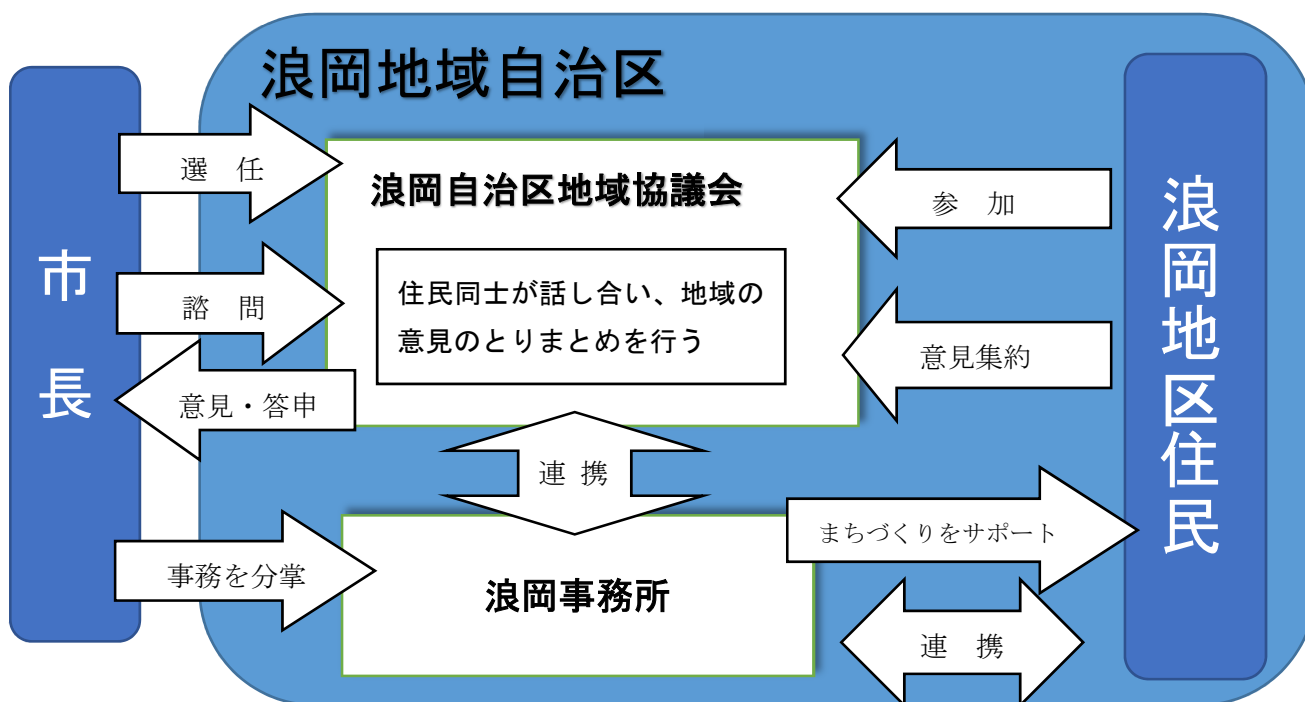
【浪岡事務所の役割】

- ・ 地域振興に向けた施策の展開
- ・ 窓口サービスなど、地域住民に身近なサービスの提供

【地域協議会の役割】

- ・ 住民自治の中心的組織として地域住民を代表する
- ・ 地域の意見を行政に反映させるため、自治区内の運営に対し意見提言を行う

○地域自治区と地域協議会のイメージ



2. 地域協議会について

○地域協議会とは

地域協議会は、地域自治区内で実施される様々な事務事業に関して、市長や市の機関の諮問に応じるほか、意見を述べるができる機関であり、合併時の協議により基本的な事項を定めています。

○委員の定数

20名以内（浪岡地域自治区内に住所を有する者）

○委員の任期

2年（令和元年8月1日から令和3年3月31日）

○報酬

無報酬とします。ただし、費用弁償として会議出席1回につき2,800円を支給します。

○会議

- 会議は会長が招集し、会議の議長となる
- 会議は委員の半数以上の出席により開催する
- 会議は公開とする（非公開も可）

○協議会の権限

- 市長その他市の機関からの諮問事項に対する答申
- 必要と認める事項についての審議及び意見書の提出
 - (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

【参考】地方自治法抜粋

(地域協議会の権限)

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- 三 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

○これまでの活動

・会議開催回数

平成 17 年度	協議会 7 回
平成 18 年度	協議会 6 回
平成 19 年度	協議会 9 回
平成 20 年度	協議会 5 回
平成 21 年度	協議会 7 回、勉強会 3 回
平成 22 年度	協議会 9 回
平成 23 年度	協議会 8 回、勉強会 5 回
平成 24 年度	協議会 8 回、勉強会 5 回
平成 25 年度	協議会 11 回、勉強会 6 回
平成 26 年度	協議会 11 回、勉強会 2 回、運営会議 3 回
平成 27 年度	協議会 10 回、勉強会 2 回、運営会議 1 回、分科会 2 回
平成 28 年度	協議会 10 回、勉強会 1 回
平成 29 年度	協議会 12 回
平成 30 年度	協議会 13 回

・提出した意見書

- ①平成 22 年 1 月 27 日 「1 市 2 制度について」
- ②平成 23 年 12 月 16 日 「合併特例債事業について」
- ③平成 25 年 7 月 31 日 「自治区の今後について」
「市町村建設計画変更への回答について」
- ④平成 27 年 1 月 30 日 「1 市 2 制度の調整結果について」
- ⑤平成 27 年 2 月 18 日 「市町村建設計画の変更(案)に関する意見について」
- ⑥令和 元年 7 月 31 日 「浪岡自治区終了にむけて」